

水際対策強化に係る新たな措置（概要）

令和2年12月28日

	日本人 (ビジネスラックを除く)				在留資格保持者再入国				二国間外国人 レジデンス トラック(注1)		二国間ビジネス ラック(外国人・日 本人)(注1)		全ての国・地域から の新規入国		日本在住のビジ ネスパーソンの 短期出張	
	英国・南アフリカ 共和国	変異ウイルス 確認国(英 国・南アを除 く)(注2)	レベ ル2	レベ ル3	英国・南アフリ カ共和国	変異ウイルス 確認国(英 国・南アを除 く)(注2)	レベ ル2	レベ ル3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3	レベル 2	レベル 3
検査証明	○	○	×	×	○	○(レベル2) ○(レベル3)	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×
空港検査	○	○(レベル2) ○(レベル3)	×	○	○	○(レベル2) ○(レベル3)	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
入国時の追加防疫措置	誓約書あり	誓約書なし	誓約書なし		誓約書あり	誓約書なし	誓約書なし		企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書	企業・団体の誓約書
	14日間待機 (※検疫所の確保する宿泊施設での待機を求めた上で、入国後3日目に検査を実施し、陰性と判定された者は入国後14日間の自宅等での待機を求める※入国時に検査証明を提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設での14日間待機を要請)	14日間待機 (※入国時に検査証明を提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設での14日間待機を要請)	14日間待機		14日間待機 (※検疫所の確保する宿泊施設での待機を求めた上で、入国後3日目に検査を実施し、陰性と判定された者は入国後14日間の自宅等での待機を求める)(注3)	14日間待機 (※入国時に検査証明を提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設での14日間待機を要請)(注3)	14日間待機		14日間待機	14日間待機	本邦活動計画書	14日間待機	14日間待機	14日間待機	14日間待機	本邦活動計画書
	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用		公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用		公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用	公共交通機関の不使用
	位置情報の保存等				位置情報の保存等				位置情報の保存等(推奨)	位置情報の保存等	位置情報の保存等	位置情報の保存等(推奨)	位置情報の保存等	位置情報の保存等	位置情報の保存等	位置情報の保存等

一時停止 一時停止

(注1) 二国間の取り決めに基づくレジデンストラック（11か国：タイ、ベトナム、カンボジア、シンガポール、韓国、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、中国）及びビジネスラック（4か国：シンガポール、韓国、ベトナム、中国）については変更なし。
 (注2) 12月26日指定：フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル
 12月27日指定：カナダ（オンタリオ州）
 (注3) 上陸の申請前14日以内にレベル3の国・地域に滞在歴のある者が入国時に検査証明を提出できない場合は、上陸拒否。